

令和2年 9月 1日作成  
令和2年12月11日修正  
令和2年12月24日修正

# 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

社会福祉法人 富谷福祉会  
アルシュ多賀城保育園

## 新型コロナウイルス感染症対応マニュアルもくじ

1	基本方針	2 p
2	日常の基本対応について	2 p
	(1) 児童	2 p
	(2) 保護者	2 p
	(3) 職員	2 p
	(4) 来客	2 p
	(5) 業者	3 p
3	衛生管理について	3 p
4	『風邪症状』のケース別対応について	3 p
	(1) 児童が家庭で、37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合	3 p
	(2) 児童が保育園で、37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合	3 p
	(3) 保護者及び同居家族が、37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合	3 p
	(4) 職員が、37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合	3 p
	(5) 熱はないが、咳や鼻水などの風邪症状がある場合	3 p
5	『濃厚接触者と特定』された場合のケース別対応について	4 p
	(1) 児童（少数）が、濃厚接触者と特定された場合	4 p
	(2) 保護者及び同居家族が、濃厚接触者と特定された場合	4 p
	(3) 職員が、濃厚接触者と特定された場合	4 p
	(4) 職員の家族が、濃厚接触者と特定された場合	4 p
6	『施設内で感染者が発生』した場合のケース別対応について	4 p
	(1) 児童が、感染者になった場合	5 p
	(2) 保護者及び同居家族が、感染者となった場合	5 p
	(3) 職員が、感染者となった場合	5 p
7	職員の勤怠及び賃金の取り扱いについて	5 p
	(1) 区分別取り扱い基準	5 p
	(2) 小学校等の臨時休業に伴う休暇の取り扱いについて	6 p
8	ケース別対応一覧表	6 p

## 1. 基本方針

このマニュアルは、厚生労働省が発する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて作成したものである。原則として、児童及び保護者、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、所轄の保健所及び多賀城市保育課に指示を仰いで感染拡大を防止する。

また、新しいワクチンの完成や新たな感染防止策の情報収集に尽力し、保育園に関わる全ての人の命を守るため迅速に対応していく。

## 2. 日常の基本対応について

### (1) 児童

- (ア) 健康観察チェック表に、児童の体温と健康状態・保護者の健康状態を記入し、毎朝保育士に提出する。忘れた場合はその場で検温してもらい、健康状態は口頭で確認する。
- (イ) 児童の体温が 37.5℃以上ある場合は欠席となり、解熱した翌日も欠席（少なくとも 2 日は欠席）するよう協力を依頼する。
- (ウ) 鼻水・咳の症状があるが発熱がない場合は登園可能だが、必ずマスクを着用する。
- (エ) 全園児、登園の際は玄関で手指の消毒を行う。
- (オ) 正しいやり方で手洗いを行う。給食及びおやつ前はより丁寧に行う。

### (2) 保護者

- (ア) 健康観察チェック表に健康状態を記入。熱が 37.5℃以上ある場合は児童と一緒に欠席の協力を（解熱した翌日も）依頼する。
- (イ) 送迎の際はマスクを着用し、玄関で手指の消毒を行う。

### (3) 職員

- (ア) 各自出勤前に検温を行い、出勤後職員健康観察チェック表に体温と健康状態を記入する。なお、37.5℃以上の場合には出勤しないことを徹底する。（チェック表は保管すること）
- (イ) 出勤の判断が難しい場合は、主任及び園長に確認すること。
- (ウ) こまめに手指をアルコール消毒すること。
- (エ) 感染防止のため保育中は必ずマスクを着用すること。ただし、児童の健やかな発達の為に保育士の表情はとても大切なので、微笑みながらの声掛けを意識して行うこと。
- (オ) 夏場の戸外遊び・水遊び・散歩時は、職員と一定の距離を取ったうえで熱中症防止の観点からマスクを外して保育を行うこと。
- (カ) 園内でのクラスターを防ぐため、換気が悪く三密になっている空間に集団で集まることを避けるなどの行動を徹底すること。
- (キ) 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールを徹底し、日々確認すること。

### (4) 来客

- (ア) 感染拡大防止の観点から、各種行事の来賓のご臨席はお断りする。
- (イ) 保育所見学は 1 日最大 2 組までとし、マスク着用・玄関での検温・手指消毒を徹底する。

(5) 業者

- (ア) 納品業者についてはマスク着用で対応する。
- (イ) 打ち合わせ等は必要最小限で行い、検温・マスク着用のうえ距離を取って対応する。

3. 衛生管理について

- (ア) 1時間に2回程度の間隔で事務室、保育室及びホールの換気を行う。
- (イ) 1日1回以上、消毒用アルコールか次亜塩素酸ナトリウム液で施設内を消毒する。
- (ウ) 玩具清掃確認表を使用して定期的に清掃する

4. 『風邪症状』のケース別対応について

(1) 【児童が家庭で37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがあると、園に電話があった場合】

- (ア) 熱のみの場合は感染拡大防止の観点から登園せず、自宅療養にご協力いただく。
- (イ) 直近2週間以内に感染流行地域に行ったか、感染者又は濃厚接触者の疑いがある人との関わりはあるか、家族に体調不良者がいないかを確認する。
- (ウ) 熱が下がった翌日も大事を取って欠席してもらうよう協力を要請する。
- (エ) 熱が下がらない、体調が改善しない場合は、かかりつけ医に電話で相談し、医師の指示に従ってもらうよう伝える。
- (オ) 濃厚接触者もしくは感染者となった場合は、速やかに園に連絡をするよう依頼する。

(2) 【児童が保育園で37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合】

- (ア) 保護者の緊急連絡先に電話し、迎えの依頼をする。
- (イ) (1)の(イ)以降と同じ対応を要請する。

(3) 【保護者及び同居家族が37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合】

- (ア) 家族の体調が改善した翌日も、大事を取って欠席してもらうよう協力を依頼する。
- (イ) (1)の(イ)以降と同じ対応を要請する。

(4) 【職員が、37.5℃以上の発熱・風邪症状・息苦しさがある場合】

- (ア) 自宅で37.5℃以上の発熱と風邪症状、息苦しさが出た時点で主任に電話し、シフト調整の上休む。
- (イ) 勤務中に上記のようになった場合は、速やかに嘱託医に電話で相談して指示を仰ぐ。
- (ウ) (1)の(イ)以降と同じ対応を要請する。

(5) 【熱はないが、咳や鼻水などの風邪症状がある場合】

- (ア) 発熱などはなく、咳や鼻水がある場合でも、倦怠感や呼吸困難がなければマスクを着用して登園・出勤可能である。

5. 『濃厚接触者と特定』された場合のケース別対応について

(1) 【児童（少数）が濃厚接触者と特定された場合】

- (ア) 感染確認結果が出るまでの一定期間、保育園の利用が不可となる。
- (イ) 感染結果が陽性だった場合は、保健所の指示に従って行動してもらう。
- (ウ) 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する。
- (エ) 多賀城市に報告し、休園や一部休園、登園自粛、通常開園などの対応について指示を仰ぐ
- (オ) 状況確認後速やかに保育課に報告と相談の電話を入れ、状況に応じた対応を協議する。
- (カ) 濃厚接触者と特定された児童が複数の場合は、多賀城市の判断により登園自粛要請となる場合がある。(減免措置の対象となるか市に確認する)

(2) 【保護者及び同居家族が濃厚接触者と特定された場合】

- (ア) 同居家族の感染確認結果が出るまでの一定期間、児童の保育園の利用が不可となる。
- (イ) 多賀城市に報告し、休園や一部休園、登園自粛、通常開園などの対応について指示を仰ぐ
- (ウ) 感染結果が陽性だった場合は、保健所の指示に従って行動してもらう。
- (エ) 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する。
- (オ) 状況確認後速やかに保育課に報告と相談の電話を入れ、状況に応じた対応を協議する。

(3) 【職員が濃厚接触者と特定された場合】

- (ア) 感染確認結果が出るまでの一定期間、出勤不可となる。
- (イ) 多賀城市に報告し、休園や一部休園、登園自粛、通常開園などの対応について指示を仰ぐ
- (ウ) 感染結果が陽性だった場合は、保健所の指示に従って行動してもらう。
- (エ) 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する。
- (オ) 状況確認後速やかに保育課に報告と相談の電話を入れ、状況に応じた対応を協議する。

(4) 【職員の家族が濃厚接触者と特定された場合】

- (ア) 同居家族の感染確認結果が出るまでの一定期間、出勤不可となる。
- (イ) 多賀城市に報告し、休園や一部休園、登園自粛、通常開園などの対応について指示を仰ぐ
- (ウ) 感染結果が陽性だった場合は、保健所の指示に従って行動してもらう。
- (エ) 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する。
- (オ) 状況確認後速やかに保育課に報告と相談の電話を入れ、状況に応じた対応を協議する。

6. 『施設内で感染者が発生』した場合のケース別対応について

(1) 【児童が感染者になった場合】

- (ア) 保育園や市に連絡が入ったタイミングで臨時休園となる。市から臨時休園の連絡がメールなどで送信されるので、速やかに迎えに来てもらう。荷物はすべて持ち帰りとなる。
- (イ) 保健所や多賀城市保育課の指示に従って、対象児童及び職員はPCR検査を受ける。
- (ウ) 感染確認結果が出るまでの一定期間、児童・職員共に保育園の利用が不可能となる。
- (エ) 感染結果が陽性だった場合は、保健所の指示に従って行動してもらう。

- (オ) 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する。
- (カ) 施設の消毒作業などは、保健所に指示を仰ぎながら行う。
- (キ) 休園中に新たな感染者が発生した場合は、速やかに保育園及び保育課に報告する。
- (ク) 医療従事者やひとり親家庭をはじめとした「保育の提供を必要とする」児童の為に  
特別保育、または代替保育の実施を多賀城市と調整しながら提供する。
- (ケ) 感染した児童は、治癒したと医師が診断するまで欠席となる。

(2) 【保護者及び同居家族が感染者となった場合】

上記6(1)(ア)以降と同じ流れとなる。

(3) 【職員が感染者になった場合】

上記6(1)(ア)以降と同じ流れとなる。

7. 勤怠及び賃金の取り扱いについて

(1) 区分別取り扱い基準

区 分	待機期間の制限	勤怠及び賃金の取り扱い基準
①新型コロナウイルスと診断された者	専門機関の指示に従い 完治するまで療養	特別休暇対応（通常通りの給与を支給） ※国や行政から別の通知や指示がある場合はこの限りではない
②濃厚接触者と特定された者	専門機関の指示に従い 自宅（宿泊施設）待機 （最大14日間）	特別休暇対応（通常通りの給与を支給） ※国や行政から別の通知や指示がある場合はこの限りではない
③濃厚接触者と接触した者	一定期間出勤不可能 接触者の検査確定まで （最大14日間）	特別休暇対応（通常通りの給与を支給） ※国や行政から別の通知や指示がある場合はこの限りではない
④発熱など風邪症状のある者	自宅待機。長引く場合は専門機関に連絡	病欠扱い その間に感染と診断された場合は①と同様の取り扱い 有給休暇取得選択可

※プライベートな行動（海外旅行など）による罹患は、上記の限りではない。感染経路が職場や職務中であると思われるものに限る。

(2) 小学校等の臨時休業に伴う休暇の取り扱い

- (ア) 国の支援策により、小学校等の臨時休校に伴い、下記に該当する子の世話を保護者として行うことが必要となった職員に対し、特別休暇を付与する。

(夏休みなどの元々ある長期休みの期間は含まない)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休校した小学校等(※)に通う子
- ・新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育園、認定こども園等

## 8. 『ケース別対応一覧表』

	市の対応	対象児童	その他の児童	対象職員	その他職員
園で感染者が出た場合	臨時休園	利用不可	利用不可	利用不可	出勤可能 (園長判断)
児童が濃厚接触者と特定	濃厚接触者の人数により登園自粛要請	一定期間 利用不可	可能な限り利用を控えてもらう		出勤可能
保護者が濃厚接触者と特定	通常開園	一定期間 利用不可	利用可能		
職員が濃厚接触者と特定	濃厚接触者の人数により登園自粛要請		可能な限り利用を控えてもらう	一定期間 出勤不可	出勤可能
職員の家族が濃厚接触者と特定	通常開園		利用可能	一定期間 出勤不可	出勤可能
咳や鼻水がある場合	通常開園	呼吸困難や倦怠感がなければマスク着用で利用可能			

※臨時休園となった場合の代替保育先は、中央公民館となっている。

